平成２３年（フ）第１３３１号
東京都小平市小川西町５丁目39番７―205号
債務者　山本　和子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１２１号
東京都青梅市畑中２丁目156番地の３
債務者　岩井　克巳
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１２２号
東京都青梅市畑中２丁目156番地の３
債務者　岩井　光子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２１４号
沖縄県うるま市石川曙２丁目５番23号
債務者　相原　　実
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２４１号
沖縄県宜野湾市字宇地泊34番地　赤嶺アパート３―Ｃ
債務者　宜寿次洋江
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第５８６号
川崎市多摩区宿河原２丁目49番８号　向ヶ丘ヒルズ101、前住所川崎市多摩区宿河原２丁目22番33号　千歳荘203
債務者　菊地　　広
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５８７号
川崎市多摩区宿河原２丁目49番８号　向ヶ丘ヒルズ101、前住所川崎市多摩区宿河原２丁目22番33号　千歳荘203
債務者　菊地　淳子（旧姓岩川）
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６５７号
静岡市葵区安西３丁目56番地
債務者　大川原真理子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５０号
島根県浜田市長沢町141番地
債務者　曽根辻文子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第５１号
島根県浜田市西村町1433番地48
債務者　鳥本　明子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第６３号
千葉県浦安市北栄１丁目10番１号
破産者　株式会社女性建築家チーム
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０６９号
千葉県浦安市鉄鋼通り２丁目３番３号
破産者　河野金属工業株式会社
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１３６号
千葉県香取市織幡291番地
破産者　株式会社スターマイン
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５４８号
千葉県習志野市谷津１丁目13番15号
破産者　株式会社ビューティーガイド
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２４３号
千葉県野田市西三ケ尾字本郷205番４
破産者　株式会社ナカムラ
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３７５号
東京都新宿区改代町40番地第二野口ビル２Ｆ
破産者　株式会社精美
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３７６号
千葉県松戸市大谷口186番地の１　ルイシャトレ松戸城址公園602号
破産者　高橋　一夫
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部